

熊谷市農業委員会
第 2 0 回総会議事録

令和 8 年 3 月 2 7 日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第20回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和8年3月27日（金）午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和8年3月27日（金）午後3時40分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
- (2) 現在数 46名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 42名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	欠	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	欠	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	1 7	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	欠	高橋 文雄	1 9	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	出	長谷川 隼男
7		(欠員)	2 1	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	欠	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	出	栗原 加津男	2 5	出	若山 美奈子
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	石平 伸一	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について
- 議案第7号 熊谷市農業委員会非農地判断事務実施要領について
- 議案第8号 熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2 a 未満の農業用施設）
- 報告事項(6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第20回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	（ 夏目会長挨拶 ）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中24名の出席でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （ 議長一任の声あり ） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 3番 栗原委員、 4番 坂本委員をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について （一時転用） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について 議案第7号 熊谷市農業委員会非農地判断事務実施要領について

議 長	議案第 8 号 熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について 以上、8 議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 1 頁から 5 頁、議案書資料については 1 頁から 2 頁を御覧ください。 概要の説明に先立ちまして、1 点、御報告がございます。農地法第 3 条に係る現地確認依頼を送付させていただいた時点では 1 1 件の申請がありましたが、議案書作成前に大里の案件が 1 件、取下げとなっておりますので御報告いたします。 それでは概要の説明に移ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、全 1 0 件の申請があり、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第 3 条第 2 項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。事務局の説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号 4 及び 7 から 9 までについては、〇〇〇〇〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号における議案番号 4 及び 7 から 9 までについて、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 次に、ただいま審議いたしました議事参与制限に係る案件以外の案件につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号における議案番号 4 及び 7 から 9 まで以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 6 頁、議案書資料は 3 頁を御覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、「農家住宅の敷地拡張」の 1 件のみとなります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	本案は議事参与制限がございます。〇〇〇〇〇〇委員でありますので〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)

議 長	続いて、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号2につきましては、〇〇〇〇〇〇委員でありますので〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号における議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 (〇〇委員 入室) 続いて、先に審議した案件以外につきまして審議をいたします。それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号における議案番号2及び7以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程しますが、事務局から追加の説明はありますか。
事務局	特にございません。
議 長	本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。

議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の１３頁から５３頁までと議案書資料の６頁を御覧ください。議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について御説明いたします。今回の促進計画は、議案書の１３頁から５３頁までの促進計画（案）、６１０筆の案件について御審議をお願いいたします。貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので御確認ください。今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する６１０筆は、地域計画の達成に資するよう地域計画内で作成された目標地図に従い借り受けいたします。また、農地のすべてを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号１０６，１０７については、貸付人が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等

議長

ごさいませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第５号における議案番号１０６、１０７について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。

(○○委員入室)

続いて、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号１１２から１１５までについては、借受人が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(○○委員 退席)

それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等
ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第５号における議案番号１１２から１１５までについて、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。

(○○委員 入室)

続いて、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号２１２から２２１まで及び３２５については、借受人が〇〇〇〇〇〇〇〇でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(○○委員 退席)

議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号２１２から２２１まで及び３２５について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続いて、ただいま審議をいたしました案件以外につきまして審議をいたします。それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号１０６、１０７、１１２から１１５まで、２１２から２２１まで及び３２５以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第６号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は５４頁を御覧ください。議案第６号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について御説明いたします。本議案は、当該農地の相続人から相続税に係る納税猶予の適格者証明を受けるために農業委員会に証明願が提出され、その認定をするものです。この証明は、相続税の納税猶予を受けるために税務署へ申告する際に必要となる書類となります。提出された書類、現地確認等から、本件相続人は、相続により取得した農地に係る農業経営を開始していることが確認できたため、租税特別措置法第７０条の６第１項に規定する要件を満たし、適格者であると認められるものと考えられます。以上、御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	利用状況資料の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっているが、〇〇〇〇〇〇でも適格証明は出せるものなののでしょうか。また、対象となる農地は〇〇〇〇〇〇ですか。
事務局	対象となる農地は〇〇〇〇〇〇となります。 (暫時休憩の声あり)
議 長	暫時休憩いたします。 (休憩) 休憩前に復し審議を再開いたします。
事務局	西田委員の質問にお答えいたします。〇〇〇〇〇〇の申請が条件とはなっていないため、〇〇〇〇〇〇でも申請ができるものとなっております。
西田委員	わかりました。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 6 号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第 7 号、熊谷市農業委員会非農地判断事務実施要領についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第7号、熊谷市農業委員会非農地判断事務実施要領について御説明いたします。議案書は55頁から、議案書資料は7頁からを御覧ください。本案につきましては3回にわたる勉強会を開催し御説明をしてきたところですが、実際に事務を行っていく取り決めを実施要領として御提案するものです。 第2条において非農地判断の定義として (1)その土地が森林の様相を呈しているなどの農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合 (2)前号以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合 としています。 また、非農地判断の対象としない農地として第2条第3項において規定をしておりますが、(1)は基盤整備が実施済みや計画されている農地を、(2)は農地法に違反している農地を、(3)は10haを超える農地や土地改良事業の受益地(8年経過は問わない)等を指しています。 判断に当たっては当該担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と同区域内の委員1人の3人と事務局で実施するものとし、その結果を総会にて審議、決定するものとしています。また、申出の方法も運用通知第4の(2)に規定されていることから第4条で規定していますが、あくまでも主体的に農業委員会が判断するものになりますのでその部分はゆるがせにできないものとなります。 手引きについても併せて御承認いただければと存じますが、広域化する業者への対応もあることから近隣市町との打ち合わせを今後も継続して行い、実例等を通したブラッシュアップを行うとともに、必要に応じて委員皆様への研修なども実施していくことになるかと存じます。説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	様式の中で判定の部分が空欄であるが、どういう言葉が入ることになるのか。また、非農地判断をした場合にどのような管理をしていくのか。
事務局	判定については、非農地、農地という文言が入ることになりますが、理由を書くことも想定して空欄としています。また、管理についてはサポートシステムに入力をするとともに管理簿を準備する予定です。

西田委員	非農地判断したところが農地として復活することはないのか。
事務局	現場の状況が農地に復元されていれば農地に戻ることはあり得ます。むしろ、望ましい状況と考えています。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 7 号、熊谷市農業委員会非農地判断事務実施要領について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。
	次に、議案第 8 号、熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 8 号、熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について御説明いたします。議案書は 6 1 頁、議案書資料は 1 2 頁を御覧ください。説明については議案書資料の方が分かりやすいと存じますのでそちらを中心に御覧ください。 主な改正点は、改正案の (2) を追加することとなります。先月の総会で農地法施行規則第 2 9 条第 4 号、2 a を超える農業用施設の申出についてを説明しましたが、事務専決規程の中で「申出」に対応する専決規程がないことから追加をするものです。これに伴って、(1) については文言の修正を、また現行の (2) はそのまま改正案の (3) に移るものです。現行の (3)、前 2 号の決定の当該届出者に対する通知の交付については、特段の取り決めをするまでもないことから、今回の文言整理に伴い削除をするものです。説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)

議 長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 8 号、熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（１）から（６）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。それでは、以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。次に次第の 6、その他に移らせていただきます。 【熊谷市元気な農業支援事業、埼玉県高温対策等園芸産地育成緊急支援事業について農業政策課より説明。令和 8 年度最適化活動の目標の設定等の承認、１・１・１運動のへの報告事例承認、令和 9 年度農地利用最適化施策に関する意見集約について依頼、令和 8 年度熊谷市農業施策に関する意見書に対する回答について報告、活動記録簿提出依頼、空きハウスの情報提供について依頼、営農型太陽光の違反指導について報告を農業委員会事務局より行う。】 事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。 （ なしの声 ） それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	（ 閉会のあいさつ ）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主任

柏木 純一
佐藤 雅史
吉永 剛

産業振興部農業政策課職員

主任

山下 彩香

令和8年3月27日

熊谷市農業委員会

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____